

長崎純心大学における競争的資金等の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、長崎純心大学（以下本学という。）における競争的資金等（以下「競争的資金等」という。）の取扱いに関して、不正使用を防止し、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(運用の範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則によるものとする。

(定義)

第3条 この規則において「競争的資金等」とは、次のものをいう。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
- (2) 資金配分機関特定の研究課題を示して、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものを含む。）
- 2 この規則において「各部局等」とは、研究科、各学科、各研究所、各センター、早坂記念図書館、博物館、地域連携センター並びに事務局をいう。
- 3 この規則において「構成員」とは、本学に所属する教員、事務職員（非常勤職員を含む）、及びその他関連する者をいう。

(責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び部局責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとして、学長をもって充てる。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し、構成員に周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとして、学部長をもって充てる。
- (3) 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、第1条の目的に基づき、全体の具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う責任と権限を持つものとして、研究科長又は学部長補佐をもって充てる。また、副責任者として、事務局長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行い、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - ア 不正防止を図るため、部局等の競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - イ 構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて

改善を指導する。

- (5) 部局責任者は、各部局等における競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとして、各部局長をもって充てる。部局責任者は、コンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）が遂行する業務について、積極的に協力しなければならない。
- (6) 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- (7) 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）及び部局責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を果たさず、不正を招いた場合、その責任を負うものとする。

（ルールの特明確化・統一化）

第4条の2 最高管理責任者は、競争的資金等の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確にし、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

（職務権限の特明確化）

第4条の3 最高管理責任者は、競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないよう、適切な業務分掌を定める。

（関係者の意識向上）

第4条の4 最高管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の理解度を把握するとともに、誓約書（別表1）の提出を求める。また、実効性を確保するため、誓約書の提出を競争的資金等の申請要件とし、提出がない場合は競争的資金等の管理及び運営に関わることができないものとする。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定める。

- (1) 構成員は、競争的資金等が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- (2) 構成員は、競争的資金等の使用に当たり、関係する法令、通知及び本学が定める規定、使用ルール等を遵守しなければならない。
- (3) 構成員は、研究計画に基づき、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- (4) 構成員は、構成員同士の緊密な連携や相互理解を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- (5) 構成員は、競争的資金等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- (6) 構成員は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（不正防止計画の策定及び実施）

第5条 事務局長は、競争的資金等を適切に管理し、不正を発生させる要因を把握するために、毎事業年度に不正防止計画を策定し実施しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施報告)

第6条 事務局長は、不正防止の策定が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、本学全体に起因するものと個別部局に特有のものに分類し、その実施について、事務局長又は部局責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 事務局長又は部局責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告するものとする。報告内容が不相当と認める場合には、事務局長又は部局責任者に対し改善を求めることができるものとする。
- 5 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

(組織体制)

第7条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として防止計画推進室を設置する。

- 2 防止計画推進室は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 学部長
 - (2) 研究科長
 - (3) 学部長補佐
 - (4) 事務局長
 - (5) 総務部長
 - (6) 総務課長
 - (7) 学長が指名する教職員
 - (8) 学長が指名する学外者
- 3 防止計画推進室に室長を置き、学部長をもつて充てる。
- 4 防止計画推進室は、不正防止計画の推進に当たり、次に各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 関係部署と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (3) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 5 防止計画推進室の事務は、関係部課の協力を得て、総務課において処理する。

(競争的資金等の適正な運営及び管理)

第7条の2 コンプライアンス推進責任者は、各部局等の競争的資金等の執行状況について検証し、予算の執行が当初計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。

- 2 物品等の購入依頼又は発注をする者は、あらかじめその支出財源を特定しなければならない。
- 3 取引を行う業者は、誓約書(別表2)を提出しなければならない。不正な取引に関与した業者については、「学校法人純心女子学園における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項」に定めるところによる。
- 4 最高管理責任者は、適正な会計処理の執行のため、競争的資金等の不正への取組みに関する方針及び手続き等をホームページ等で公表する。

(相談窓口等の設置)

第8条 本学における競争的資金等に係る事務手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、総務課とする。
- 3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置等)

第9条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正行為に関する通報窓口を置く。

- 2 通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 最高管理責任者は、次の各号に掲げる事項について、競争的資金等の不正に係る調査の体制及び手続き等を明確に示した規定等を定める。
 - (1) 告発等の取扱い
 - (2) 調査委員会の設置及び調査
 - (3) 調査中における一時的執行停止
 - (4) 認定
 - (5) 配分機関への報告及び調査への協力等
- 4 調査後において懲戒等を必要とするときは、「学校法人純心女子学園就業規則」に定めるところによる。

(検収確認業務窓口の設置)

第10条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、次項に掲げる職員の所属する部署に検収確認業務窓口を置く。

- 2 検収確認窓口で検収を行う職員及び事務の範囲は、別に定める。

(監査体制)

第10条の2 監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織として「学校法人純心女子学園監査規程」に基づき、毎年度定期的に内部監査を実施する。

- 2 内部監査の実施に当たっては、以下のことに留意する。
 - (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。
 - (2) 防止計画推進室と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。
 - (3) 監事及び会計監査人との緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。
- 3 内部監査の細目については、別に定める

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年9月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

競争的資金等の使用にあたっての確認（誓約）書

長崎純心大学長 殿

(自 署)

私 _____ は、令和 _____ 年度の競争的資金等により研究を遂行するにあたり、当該資金配分機関が定める補助条件、交付条件、取引要領及び執行ルール等の関連規定、並びに学内関連規定の内容を理解し、これを遵守いたします。

また、競争的資金等が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守し、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反した場合、処分と法的責任を負うことも理解しています。

さらに、間接経費が交付される研究課題については、当該資金配分機関が定める「研究者使用ルール（交付条件）」及び「長崎純心大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱要項」に従い、入金後、速やかに本学に譲渡し、学長にその手続き等を委任します。

誓約書

当社（当法人）は、学校法人純心女子学園との取引に当たり、学校法人純心女子学園が定めた「学校法人純心女子学園における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項」を理解し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないことを誓約します。

また、貴法人が競争的資金等に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合は協力するとともに、構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、貴法人の定める通報窓口へ速やかに通報いたします。

なお、当社（当法人）に、貴法人の物品購入等契約に関する取扱要項及び関係諸規程に反する行為が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異論はありません。

年 月 日

学校法人純心女子学園 理事長 殿

(所在地)

(社名)

(代表者役職・氏名)
